

企業魅力アップ・定着支援事業面接旅費・転居費用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大学等卒業時の地元就職と若年者のUJIターンによる就職の促進を図り、県内8地域(阪神北、東播磨(明石市除く)、北播磨、中播磨(姫路市除く)、西播磨、但馬、丹波、淡路)内に所在する中小企業の人材確保を支援するため、中小企業事業主が負担する面接等に要する費用、県外在住の者等を採用する際に負担する転居費用の一部を予算の範囲内において助成することに関し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各項に掲げる用語の意義は、当該各項に定めるところによる。

2 「中小企業事業主」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に定める者。ただし、ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)は、資本規模3億円以下又は従業員900人以下の者、旅館業は資本金5千万円以下又は従業員200人以下の者、ソフトウェア業及び情報処理サービス業については、資本規模3億円以下又は従業員300人以下の者

二 従業員の数が100人以下の社会福祉法人、医療法人

3 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する者は、「中小企業事業主」に含まない。

一 国又は地方公共団体が出資している会社

二 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している又は3分の2以上を大企業が所有している会社

三 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている会社

4 「対象地域」とは、阪神北地域、東播磨地域、北播磨地域、中播磨地域、西播磨地域、但馬地域、丹波地域、淡路地域をいい、各地域に所在する市町は、県民局及び県民センターの設置に関する条例(平成12年3月28日兵庫県条例第5号)第2条に定める阪神北県民局、東播磨県民局(明石市除く)、北播磨県民局、中播磨県民センター(姫路市除く)、西播磨県民局、但馬県民局、丹波県民局、淡路県民局の所管区域とする。

5 「新規学卒予定者」とは、学校教育法(昭和22年3月31日法律26号)に定める大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校における専門課程を当該年度に卒業する者をいう。なお、新規学卒予定者の出身地及び居住地は問わない。

6 「新規学卒者」とは、学校教育法(昭和22年3月31日法律26号)に定める大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校における専門課程を前年度に卒業した者をいう。

7 「UJIターン就職希望者」とは、県外に居住する者で、対象地域内の事業所に就職を希望する者をいう。ただし、採用予定時点で45歳未満の者に限る。

8 「UJIターン就職者」とは、県外から県内に転居した者で、対象地域内の事業所に就職した者をいう。ただし、採用時点で45歳未満の者に限る。

9 「家族」とは、採用した者が扶養する同居の配偶者・子・親等を指し、当該人の就職により同時に転居した者とする。

10 「不正受給」とは、故意又は重大な過失により交付申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない助成金を受け、又は受けようとする者をいう。ただし、交付申請書の記載誤りが故意又は重大な過失によらないと認められる場

合はこの限りではない。

(交付対象者等)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）、助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）、助成額は、別表1に定めるとおりとする。

(交付申請)

第4条 交付対象者は、企業魅力アップ・定着支援事業面接旅費・転居費用助成金交付申請書（様式第1号）に別表2に掲げる書類を添えて、同表に定める期日までに本社又は主たる事業所が所在する地域を所管する県民局長又は県民センター長に提出しなければならない。

なお、当該申請書を提出するに当たって、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

(交付決定及び通知)

第5条 県民局長又は県民センター長は、前条の申請を受理した場合は、当該申請書に係る内容の審査及び必要に応じて聞き取り調査等を行い、当該申請に係る助成金を交付すべきものと認めるときは、交付対象者が次に掲げる者（以下「暴力団等」という。）のいずれかに該当するときを除き、助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行う。

なお、交付決定の段階で当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを除いた額について交付決定を行うこととする。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に掲げる者
- 2 県民局長又は県民センター長は、助成対象経費における消費税及び地方消費税相当額が仕入れに係る税額控除の対象となる交付対象者に対する助成金の交付決定には、次の条件を付するものとする。
- (1) 交付対象者は、交付決定後に、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額を企業魅力アップ・定着支援事業面接旅費・転居費用助成金仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第4号）により速やかに県民局長又は県民センター長まで報告するとともに、県民局長又は県民センター長の返還命令を受けて当該金額を県に返還しなければならない。
- 3 県民局長又は県民センター長は、当該申請に係る助成金の交付を決定したときは、交付決定の内容及びこれに付した条件を、企業魅力アップ・定着支援事業面接旅費・転居費用助成金交付決定通知書（様式第5号）により当該交付対象者に通知するものとする。また、不交付の決定をしたときは、企業魅力アップ・定着支援事業面接旅費・転居費用助成金不交付決定通知書（様式第6号）により当該交付対象者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第6条 助成金は、前条の交付決定後、同条の交付を受けた交付対象者が指定する金融機関の

預金口座に振り込むものとする。

(交付申請の不備の取り扱い)

第7条 県民局長又は県民センター長は、第5条の交付の決定後に交付申請書等の不備による助成金の振込不能等があったときは、当該交付対象者に対して確認するとともに、期限を定めて交付申請書等の補正を求めるものとする。なお、交付対象者が県民局長からの求めに応じず交付申請書等の補正が行われず、交付対象者の責に帰すべき事由により交付できなかったときは、当該申請書類が取り下げられたものとみなすものとする。

(調査)

第8条 県民局長又は県民センター長は、助成金の交付について、必要と認める場合は、交付対象者等関係者から関係書類の提出を求め、また事情聴取、立入検査を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第9条 県民局長又は県民センター長は、交付対象者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該交付決定の全部又は一部を取消すことがある。

- 一 この要綱の規定に違反した場合
- 二 助成金を助成対象経費に定める経費以外に使用した場合
- 三 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反した場合
- 四 偽りその他不正な行為によって助成金の交付を受けた場合
- 五 暴力団等である場合

2 県民局長又は県民センター長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を企業魅力アップ・定着支援事業面接旅費・転居費用助成金交付決定取消通知書（様式第7号）により、当該交付対象者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第10条 県民局長又は県民センター長は、前条第1項の規定により助成金の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合は、当該決定の翌日から15日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 県民局長又は県民センター長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することがある。

(加算金及び遅延利息)

第11条 交付対象者は、前条第1項の規定により、助成金の返還を命じられた場合には、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 交付対象者は、前条第1項の規定により、助成金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかった場合には、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を県に納付しなければならない。

(事業の評価)

第12条 兵庫県（県民局・県民センター）は、事業の実施結果について、検証及び評価を行

うため、面接旅費助成金の交付を受けた交付対象者に対し、助成対象者を採用したかどうかの採否の確認を行うものとし、当該交付対象者はこれに協力しなければならない。

(交付台帳の整備等)

第13条 県民局長又は県民センター長は、助成金の交付又は不交付若しくは取り消しをした場合には、その都度、企業魅力アップ・定着支援事業面接旅費・転居費用助成金交付台帳(様式第8号)に記載するとともに、交付申請書その他関係書類を、当該交付等の決定日の属する年度の翌年から起算して5年間保管しなければならない。

(個人情報の保護)

第14条 交付対象者は、助成金の申請等に係る事務について、個人情報保護法に則って個人情報を取り扱わなければならない。

(暴力団等の排除)

第15条 県民局長又は県民センター長は、この要綱の施行に関し必要があると認める場合は、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 交付対象者が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長(以下「警察本部長」という。)に意見を聴くこと。
 - (2) 前号の意見の聴取により得た情報を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。
- 2 交付対象者は、助成の対象となる事業を行うに当たっては、当該事業に関し暴力団等を利することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

	(1)面接旅費助成	(2)転居費用助成
交付対象者	<p>対象地域内に本社又は主たる事業所（実質的な本社をいう。）を有する中小企業事業主で次の要件を全て満たす者</p> <p>1 新規学卒予定者、U J I ターン就職希望者（以下「助成対象者」という。）に、正社員として採用することを目的とした面接等を行う事業主（ただし、新規学卒予定者に対して行う面接は、当該年度の6月1日以降に実施したものに限る。）</p> <p>2 助成対象者に面接地までの旅費を支給する事業主</p>	<p>対象地域内に本社又は主たる事業所（実質的な本社をいう。）を有する中小企業事業主で次の要件を全て満たす者</p> <p>1 新規学卒者、U J I ターン就職者（以下「助成対象者」という。）を対象地域内の事業所に正社員として当該年度内に雇い入れる事業主（ただし、グループ内転勤等は対象外とする。）</p> <p>2 助成対象者が転居するための費用を当該年度内に支払う事業主</p> <p>3 労働保険及び社会保険に関する各種手続きを適正に行っている事業主</p>
助成対象経費	<p>交付対象者が助成対象者に支給した面接地までの往復の旅費（公共交通機関の利用料金（タクシー除く）及び宿泊費に限る）</p>	<p>交付対象者が正社員として雇用する助成対象者に対して負担した転居費用（引越代、交通費等）</p>
助成額	<p>1 助成対象経費のうち、交付対象者が助成対象者に支給した額の2分の1以内とし、申請に基づき助成金を交付する。</p> <p>2 前項の助成額は、助成対象者1につき5万円を限度とし、助成額が千円に満たない場合は助成を行わない。ただし、公共交通機関の利用料金(タクシー除く)については、合計4万5千円、宿泊費については、5千円（1泊限り）とする。また、助成対象者1人あたりの助成額に百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>3 同一交付対象者に対する助成金の交付は、助成対象者1人につき1回限りとする。</p>	<p>1 助成対象経費のうち、交付対象者が負担した額の2分の1以内とし、申請に基づき助成金を交付する。</p> <p>2 前項の助成額は、助成対象者が単身者の場合は、5万円を限度とし、家族を伴う者の場合は、20万円を限度とする。1人あたりの助成額に百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p>

別表 2 (第 4 条関係)

	(1) 面接旅費助成	(2) 転居費用助成
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第 5 条第 1 項に規定する暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書 (様式第 1 号の 2) (2) 面接等選考旅費受領確認書 (様式第 2 号) (3) 学生証又は在学証明書の写し (新規学卒予定者に限る) (4) 運転免許証、住民票又は保険証の写しなど居住地が確認できる書類 (U J I ターン就職希望者に限る) (5) その他県民局長又は県民センター長が必要と認める書類 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第 5 条第 1 項に規定する暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書 (様式第 1 号の 2) (2) 転居費用受領確認書 (様式第 3 号) (3) 交付対象者が転居費用を負担したことを示す書類 (支給明細書、引越業者の領収書等の写し 等) (4) 住民票の写し等、前住所、現住所が確認できる書類 (ただし、家族を伴う者については、家族全員が同一住所で生計を立てていることが確認できる書類) (5) 雇用保険被保険者資格取得等通知書の写し (6) その他県民局長又は県民センター長が必要と認める書類
提出期日	助成対象者に旅費を支給した日の翌日から起算して 2 箇月以内又は当該年度の 3 月 3 1 日のいずれか早い日まで	助成対象者に転居費用を支給した日の翌日から起算して 2 箇月以内又は当該年度の 3 月 3 1 日のいずれか早い日まで